

# 資料編

## 1 検討体制

### 近江八幡市総合介護市民協議会委員名簿

(敬称略)

	選出母体組織名等	役職等	氏名	備考
1	近江八幡市蒲生郡医師会	会長	久我 正文	
2	近江八幡市蒲生郡医師会	副会長	山本 克與	
3	近江八幡市蒲生郡医師会		杉原 養一	
4	滋賀県歯科医師会湖東支部		北村 公史郎	
5	八幡薬剤師会		瀧川 政邦	
6	近江八幡市社会福祉協議会		大林 喜宏	
7	近江八幡市民生委員児童委員協議会		大黒 謙	
8	近江八幡市民生委員児童委員協議会		井出 進	
9	近江八幡市民生委員児童委員協議会		伊澤 威	
10	近江八幡市介護相談員連絡会		川端 悦子	
11	近江八幡市介護相談員連絡会		畠山 澄子	
12	近江八幡市老人クラブ連合会		多田 圭之祐	
13	第4期公募委員(1号代表)		中島 邦男	
14	第4期公募委員(1号代表)		吉田 栄治	
15	第4期公募委員(1号代表)		奥田 良三	
16	第4期公募委員(2号代表)		北川 須美枝	
17	第4期公募委員(2号代表)		田中 敏枝	
18	居宅介護支援事業所連絡協議会		大橋 和代	
19	近江八幡ブロック訪問介護連絡協議会		東 あけみ	
20	東近江介護サービス事業者協議会		中川 昌子	
21	地域密着型サービス事業者(小規模多機能)		伊藤 幸枝	
22	小規模デイサービス事業者		成瀬 和子	
23	介護予防事業者(近江兄弟社)		酒井 英志	
24	介護事業者(近江八幡市社協安土支所長)		土田 千寿子	
25	学識経験者(龍谷大学)		村田 智美	
26	学識経験者(びわこ学院大学)		安田 誠人	
27	学識経験者(高齢者権利擁護)	副会長	西村 敏明	
28	学識経験者(認知症)		岡山 かよ子	
29	福祉子ども部長		村井 幸之進	

## 近江八幡市高齢者等生活支援部会委員名簿

(敬称略)

	選出母体組織名等	役職等	氏 名	備考
1	学識経験者(認知症)	部会長	岡山 かよ子	市民協議会委員兼務
2	居宅介護支援事業所連絡協議会		大橋 和代	市民協議会委員兼務
3	近江八幡市民生委員児童委員協議会		井出 進	市民協議会委員兼務
4	近江八幡市社会福祉協議会	副部会長	真鍋 崇	
5	近江八幡市老人クラブ連合会		井上 幸子	
6	安土町老人クラブ連合会		森本 佐市郎	
7	八幡学区社会福祉協議会・まちづくり協議会		降旗 町子	
8	社会福祉士会		松田 正義	
9	安土町ボランティア連絡協議会		梅原 修身	
10	福祉協力員		福本 洋子	
11	宅配クック1・2・3 近江八幡・野洲店		小寺 一裕	
12	退職男性グループ		伊藤 汪次	
13	NPO法人 ナルク		山口 欽正	
14	近江八幡市シルバー人材センター		児玉 章宏	
15	近江八幡桐原郵便局		和田 貴夫	
16	(株)平和堂		沖 秀生	
17	福祉子ども部次長		鳥居 広子	

## 2 検討の経過

### 平成 23 年度総合介護市民協議会の議事経過

回	開催日	議事	議事内容の要点
平成 22 年度 第 2 回	平成 23 年 3 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 平成 22 年度介護保険事業の経過状況</li> <li>◇ 地域密着型サービス事業等施設整備状況</li> <li>◇ 第 5 期近江八幡市総合介護計画               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問書の交付</li> <li>・ 日常生活圏域ニーズ調査実施状況</li> <li>・ 事業計画策定フロー（全体図）</li> </ul> </li> <li>◇ 介護保険制度の見直しについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平成 22 年度介護保険事業の経過状況と地域密着型サービス事業等整備状況の報告を行う。</li> <li>◆ 条例に基づき市長より当協議会へ第 5 期総合介護計画の策定について諮問を行う。</li> <li>◆ ニーズ調査の実施状況について報告する。</li> <li>◆ 国法改正の動向について把握する。</li> </ul>
第 1 回	平成 23 年 5 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 平成 22 年度介護保険事業の状況</li> <li>◇ 地域密着型サービス事業等施設整備状況</li> <li>◇ 第 5 期近江八幡市総合介護計画               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画と実績の比較</li> <li>・ 日常生活圏域ニーズ調査（速報版）</li> <li>・ 事業計画策定スケジュール（案）</li> <li>・ 地域包括ケアシステムについて</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平成 22 年度介護保険事業状況と地域密着型サービス事業の追加募集の報告を行う。</li> <li>◆ 第 5 期総合介護計画策定にあたって、現状とニーズ調査の概略、策定スケジュールを検討するとともに、重点課題である地域包括ケアシステムの考え方について意見交換を行う。</li> </ul>
第 2 回	平成 23 年 8 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 第 5 期介護保険事業計画の基本方針（案）</li> <li>◇ 日常生活圏域ニーズ調査報告（案）</li> <li>◇ 日常生活圏域別の介護保険給付状況</li> <li>◇ 第 5 期介護保険料設定の基本的な考え方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 第 5 期総合介護計画の基本方針について検討する。</li> <li>◆ ニーズ調査結果や日常生活圏域別の給付状況、第 5 期保険料設定の基本的な考え方に関して意見交換を行う。</li> </ul>
第 3 回	平成 23 年 9 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 事業計画策定スケジュールの変更（案）</li> <li>◇ 高齢者等生活支援部会（案）の設置</li> <li>◇ 高齢者・要介護（要支援）認定者を取り巻く状況</li> <li>◇ 介護保険サービスの利用状況</li> <li>◇ 高齢者を取り巻く課題（案）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高齢者の生活支援に関する協議の場として高齢者等生活支援部会を新たに設置し、地域包括支援センター運営協議会を地域包括ケア部会として位置づけるとともに、全体のスケジュールの再編成を行う案について審議し、了承を得る。</li> <li>◆ 高齢者を取り巻く現状と課題について、データ等を基に議論を行う。</li> </ul>
第 4 回	平成 23 年 10 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 第 4 章 計画の基本理念と基本目標（案）</li> <li>◇ 第 5 章 介護保険事業計画の概要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域包括ケアシステムの構築に向けて必要な基本目標を設定する。</li> <li>◆ 在宅重視の介護サービスを充実することを確認する。</li> </ul>
第 5 回	平成 23 年 11 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 第 4 回市民協議会の意見対応</li> <li>◇ 第 5 章 介護保険事業計画の概要（案）</li> <li>◇ 第 6 章 介護（予防）給付の数値目標（案）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 第 4 回での委員意見に対する対応案について検討し、了承を得る。</li> <li>◆ 「第 5 章 介護保険事業計画の概要」および「第 6 章 介護（予防）給付の数値目標」について検討を行い、継続審議とするものの方向性や考え方について了承を得る。</li> </ul>

回	開催日	議事	議事内容の要点
第6回	平成23年 11月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 第7章 地域ケアの推進体制（案）</li> <li>◇ 第5章 介護保険事業計画の概要（案）</li> <li>◇ 第6章 介護（予防）給付の数値目標（案）</li> <li>◇ 第10章 介護保険事業費と介護保険料【試算】（案）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域包括ケア部会より「第7章 地域ケアの推進体制（案）」を報告する。</li> <li>◆ 第5回に示した第5章、第6章の修正案について了承を得る。</li> <li>◆ 第10章 介護保険事業費と介護保険料（試算）について、介護サービスの見込みについては確定し、保険料については継続審議とする。</li> </ul>
第7回	平成23年 12月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 高齢者等生活支援の現状と展開</li> <li>◇ 介護保険事業費と介護保険料（案）</li> <li>◇ 第5期近江八幡市総合介護計画（素案）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高齢者等生活支援部会で検討された生活支援のあり方に関して、部会長より報告する。</li> <li>◆ 保険料設定の考え方について原案のとおり決定し、最終額については報酬改定率確定後に修正することについて了承を得る。</li> <li>◆ 第5期近江八幡市総合介護計画（素案）について検討し、パブリックコメントにかけることについて了承を得る。（H23/12/22～H24/1/16）</li> </ul>
第8回	平成24年 2月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ パブリックコメントの結果</li> <li>◇ 第10章 介護保険事業費と介護保険料（案）</li> <li>◇ 第5期近江八幡総合介護計画（案）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ パブリックコメントの結果（0件）について報告する。</li> <li>◆ 介護報酬改定率（プラス1.2%）を反映した保険料基準額の最終案について決定する。</li> <li>◆ 計画案について承認し市長への答申を行うことについて了承を得る。</li> </ul>
第9回	平成24年 3月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 第9回以降の経過報告</li> <li>◇ まとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市長答申（2/9）の報告</li> <li>◆ 安土地区住民説明会（2/21・23）の報告</li> <li>◆ 介護保険条例改正について</li> <li>◆ 3年間の振り返りと第5期への提言</li> </ul>

※第5期総合介護計画の策定は、第1回～第8回の計8回の協議を経て市長へ答申した。

### 高齢者等生活支援部会の議事経過

回	開催日	議事	議事内容の要点
第1回	平成23年 10月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 課題提供①（委員レポート）</li> <li>◇ 課題提供②（事業者ヒアリング）</li> <li>◇ 現状分析報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 部会開催の事前に行われた委員レポートや事業者ヒアリング（10/4・7）の結果について報告を行い、各委員から現状分析報告として問題提起を行う。</li> </ul>
第2回	平成23年 10月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 高齢者生活支援の課題</li> <li>◇ 緊急時通報体制及び緊急医療情報キットの取り組み</li> <li>◇ 公助、共助の取り組み</li> <li>◇ 生活支援の課題における公助の優先順位</li> <li>◇ 共助の取り組みのシステムづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 第1回での問題提起を受けて、高齢者生活支援の課題を検討し、公助・共助の役割分担、公助の優先順位、共助の仕組みづくりについて意見交換を行う。</li> </ul>
第3回	平成23年 11月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「生活支援」として必要とされる支援の整理</li> <li>◇ 日常生活上の直接的なサービス</li> <li>◇ 日常生活以外の、地域のつながりで実行するサービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高齢者が既存サービス以外で「生活支援」として必要としている支援の整理したうえで、日常生活上のサービスや日常生活以外の地域のつながりで実行するサービスについて意見交換を行い、提言に反映させることとする。</li> </ul>
第4回	平成23年 11月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市民協議会への提案の流れ</li> <li>◇ 「高齢者等生活支援の現状と展開」</li> <li>◇ 平成24年以降の協議の場のあり方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 部会での審議結果を市民協議会に提案する流れと提案内容について検討し、承認を得る。</li> <li>◆ 平成24年度以降の協議の場として、この部会を継承する組織を設置することについて意見交換し、了承を得る。</li> </ul>